

## 都市の低炭素化の促進に関する法律案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

#### 二 定義

1 この法律において「都市の低炭素化」とは、都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全し、及び強化することをいうものとすること。

2 この法律において「低炭素まちづくり計画」とは、市町村が作成する都市の低炭素化を促進するた

めのまちづくりに関する計画であつて、第三の一により作成されたものをいうものとする。

3 この法律において「低炭素建築物」とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であつて、第四の一の2の認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づき新築等が行われ、又は行われたものをいうものとする。

(第二条関係)

## 第二 基本方針等

### 一 基本方針

1 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 都市の低炭素化の促進の意義及び目標に関する事項
- (2) 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- (3) 低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項
- (4) 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項

- (5) 都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項
- (6) その他都市の低炭素化の促進に関する重要事項  
(第三条関係)

## 二 国の責務

1 国は、都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

2 国は、市街地の整備改善、住宅の整備その他の都市機能の維持又は増進を図るための事業に係る施策を講ずるに当たっては、都市機能の集約が図られるよう配慮し、都市の低炭素化に資するよう努めなければならないものとする。

3 国は、地方公共団体その他の者が行う都市の低炭素化の促進に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならないものとする。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、都市の低炭素化の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないものとする。  
(第四条関係)

## 三 地方公共団体の責務

地方公共団体は、都市の低炭素化の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

（第五条関係）

#### 四 事業者の責務

事業者は、土地の利用、旅客又は貨物の運送その他の事業活動に関し、都市の低炭素化に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する都市の低炭素化の促進に関する施策に協力しなければならないものとする。

（第六条関係）

#### 第三 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

##### 一 低炭素まちづくり計画の作成等

1 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、市街化区域等のうち都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められる区域について、低炭素まちづくり計画を作成することができるものとする。

2 低炭素まちづくり計画には、その区域（以下「計画区域」という。）を記載するほか、おおむね次

に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 低炭素まちづくり計画の目標

(2) (1)の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イ 都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項

ロ 公共交通機関の利用の促進に関する事項

ハ 貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化に関する事項

ニ 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

ホ 下水熱、太陽光その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための下水道、公園、港湾その他の公共施設の活用に関する事項

ヘ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の向上による二酸化炭素の排出の抑制（以下「建築物の低炭素化」という。）の促進に関する事項

ト 二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車の普及の促進その他の自動車の運行に伴い発生する二

## 酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項

チ その他国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定めるものに関する事項

(3) 低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項

(4) 計画期間

(5) その他国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定める事項

3 市町村は、低炭素まちづくり計画の作成に関する協議及び低炭素まちづくり計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができるものとする。 (第七条及び第八条関係)

## 二 集約都市開発事業等

### 1 集約都市開発事業

(1) 一の2(2)イの事項が記載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内において、病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物（以下「特定建築物」という。）及びその敷地の整備等に関する事業であつて都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの（以下「集約都市開発事業」という。）を施行しようとする者は、集約都市開発事業に関する計画（以下「集約都市開発事業

計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができるものとする。

(2) 市町村長は、(1)の認定の申請に係る集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができるものとする。

(3) (1)の認定の申請をする者が併せて建築基準法の規定による確認の申請書を提出し、市町村長が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知を受けて(2)の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画(特定建築物の整備に係る部分に限る。)は、同法の規定による確認済証の交付があつたものとみなすものとする。

(4) 集約都市開発事業を施行しようとする者が集約都市開発事業計画について(2)の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による届出をしなければならないものについては、同法の規定による届出をしたものとみなすものとする。

(5) (2)の認定を受けた集約都市開発事業計画に係る集約都市開発事業(以下「認定集約都市開発事業

「という。」により整備される特定建築物については、低炭素建築物とみなすものとする。

- (6) 地方公共団体は、(2)の認定を受けた者（以下「認定集約都市開発事業者」という。）に対して、認定集約都市開発事業の施行に要する費用の一部を補助することができるものとし、この場合において、国は、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができるものとする。

- (7) 認定集約都市開発事業者は、(6)の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は譲渡価額について、当該特定建築物の整備に必要な費用等を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならないものとする。

- (8) 都道府県、市町村等が施行する一定の土地区画整理事業の換地計画においては、施行地区内の宅地について所有権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得た上で、認定集約都市開発事業により整備される特定建築物（集約都市開発事業を施行する区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な建築物に限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができるものとする。

## 2 駐車施設の附置に係る駐車場法の特例



低炭素まちづくり計画に駐車機能集約区域（駐車場整備地区、商業地域等内の区域であってその区域における駐車施設の機能を集約すべきものをいう。）並びに集約駐車施設の位置及び規模に関する事項が記載されているときは、駐車機能集約区域内で建築物の新築、増築等をしようとする者に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができるものとする  
こと。  
（第九条から第二十条まで関係）

### 三 共通乗車船券等

#### 1 共通乗車船券

運送事業者は、低炭素まちづくり計画に記載された公共交通機関の利用の促進に関する事項を実施するため、計画区域に來訪する旅客又は計画区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、共同で、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって、当該運賃又は料金に係る鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の規定による届出をしたものとみなすものとする。

#### 2 鉄道利便増進事業

(1) 低炭素まちづくり計画に鉄道利便増進事業の内容及び実施主体に関する事項が記載されているときは、当該鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、鉄道利便増進事業を実施するための計画（以下「鉄道利便増進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄道利便増進事業を実施するものとする。

(2) 国土交通大臣は、鉄道利便増進事業を実施しようとする者の申請に基づき、鉄道利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

(3) 鉄道利便増進事業を実施しようとする者が鉄道利便増進実施計画の認定を受けたときは、鉄道事業法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

### 3 軌道利便増進事業

(1) 低炭素まちづくり計画に軌道利便増進事業の内容及び実施主体に関する事項が記載されているときは、当該軌道利便増進事業を実施しようとする者は、軌道利便増進事業を実施するための計画（以下「軌道利便増進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該軌道利便増進事業を実施

するものとする。

(2) 国土交通大臣は、軌道利便増進事業を実施しようとする者の申請に基づき、軌道利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

(3) 軌道利便増進事業を実施しようとする者が軌道利便増進実施計画の認定を受けたときは、軌道法の特許若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該特許若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

#### 4 道路運送利便増進事業

(1) 低炭素まちづくり計画に道路運送利便増進事業の内容及び実施主体に関する事項が記載されているときは、当該道路運送利便増進事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、道路運送利便増進事業を実施するための計画（以下「道路運送利便増進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路運送利便増進事業を実施するものとする。

(2) 国土交通大臣は、道路運送利便増進事業を実施しようとする者の申請に基づき、道路運送利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

- (3) 道路運送利便増進事業を実施しようとする者が道路運送利便増進実施計画の認定を受けたときは、道路運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

(第二十一条から第三十一条まで関係)

#### 四 貨物運送共同化事業

- 1 低炭素まちづくり計画に貨物運送共同化事業の内容及び実施主体に関する事項が記載されているときは、当該貨物運送共同化事業を実施しようとする者（以下「共同事業者」という。）は、共同して、貨物運送共同化事業を実施するための計画（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該貨物運送共同化事業を実施するものとする。
- 2 国土交通大臣は、共同事業者の申請に基づき、貨物運送共同化実施計画が都市の低炭素化を促進するため適当なものである旨の認定をするものとする。
- 3 共同事業者が貨物運送共同化実施計画の認定を受けたときは、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法の許可、認可若しくは登録を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該

許可、認可若しくは登録を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

(第三十二条から第三十七条まで関係)

## 五 樹木等管理協定等

### 1 樹木等管理協定

(1) 低炭素まちづくり計画に樹木保全推進区域（樹木が相当数存在し、これらを保全することにより都市の低炭素化が効果的に促進されることが見込まれる区域をいう。）及び保全樹木等基準（当該区域において保全すべき樹木等の基準をいう。）が記載されているときは、市町村又は緑地管理機構は、当該樹木等を保全するため、その所有者等と樹木等管理協定を締結して、その管理を行うことが出来るものとする。

(2) 締結後に公告された樹木等管理協定は、その公告のあった後において当該協定に係る樹木等の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

### 2 特定緑地管理機構に係る指定等

低炭素まちづくり計画に特定緑地管理機構の指定に関する事項が記載されているときは、市町村長

は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする特定非営利活動法人等であつて緑地の管理等の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、特定緑地管理機構として指定することができるものとし、指定された特定緑地管理機構については、緑地管理機構とみなすものとする。

(第三十八条から第四十六条まで関係)

## 六 下水道施設からの下水の取水等に係る特例等

### 1 公共下水道等の排水施設からの下水の取水等

低炭素まちづくり計画に下水熱を利用するための設備を有する熱供給施設等の整備及び管理に関する事業の内容及び実施主体が記載されているときは、当該実施主体は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者の許可を受けて、公共下水道又は流域下水道の排水施設に当該排水施設と下水熱を利用するための設備とを接続する設備を設け、当該排水施設から下水を取水し、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができるものとする。

### 2 都市公園及び港湾隣接地域の占用等の許可の特例

(1) 低炭素まちづくり計画に都市公園に設けられる太陽光を電気に変換する設備その他の非化石エネ

ルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設（以下「非化石エネルギー利用施設等」という。）の整備に関する事業の内容及び実施主体に関する事項が記載されている場合において、その公表の日から二年以内に当該計画に基づく都市公園の占用の許可の申請があったときは、政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

(2) 低炭素まちづくり計画に港湾隣接地域に設けられる非化石エネルギー利用施設等の整備に関する事業の内容及び実施主体に関する事項が記載されている場合において、その公表の日から二年以内に当該計画に基づく港湾隣接地域の占用等の許可の申請があったときは、国土交通省令で定める技術的基準に適合する限り、港湾管理者は、当該許可を与えるものとする。

（第四十七条から第四十九条まで関係）

## 七 都市の低炭素化の促進に関する援助等

1 低炭素まちづくり計画に建築物の低炭素化の促進に関する事項を記載した市町村は、計画区域内の既存の建築物の所有者又は管理者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 低炭素まちづくり計画に自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項を記載した市町村は、自動車の計画区域内における運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制を促進するため、電気自動車に電気を供給するための施設の整備その他の環境の整備、自動車の使用者その他の自動車の計画区域内における運行に係る者に対する情報の提供又は助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

3 都市計画決定権者は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、低炭素まちづくり計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

(第五十条から第五十二条まで関係)

#### 第四 低炭素建築物の普及の促進のための措置

##### 一 低炭素建築物新築等計画の認定等

1 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備(以下「空気調和設備等」という。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(



以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができるものとする。

2 所管行政庁は、1の認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能がエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができるものとする。

3 1の認定の申請をする者が併せて建築基準法の規定による確認の申請書を提出し、所管行政庁が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知を受けて2の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法の規定による確認済証の交付があったものとみなすものとする。

4 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者が低炭素建築物新築等計画について2の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法

律の規定による届出をしなければならぬものについては、同法の規定による届出をしたものとみなすものとする事。

(第五十三條から第五十九條まで關係)

## 二 低炭素建築物の容積率の特例

建築基準法に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、低炭素建築物の床面積のうち、一の二の經濟産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする事。

(第六十條關係)

## 第五 雜則

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することが出来るものとする事。

(第六十一條關係)

## 第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする事。

(第六十三條から第六十六條まで關係)

## 第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第二条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第三条から附則第五条まで関係)